

長期優良住宅認定手数料

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

認定申請手数料

一戸建て住宅 = (a+b1+b2+b3)

共同住宅等 = (a+b1+b2+b3) / 同時申請戸数 100円未満切り捨て

変更認定申請手数料

一戸建て住宅 = (a+b1+b2+b3)

共同住宅等 = (a+b1+b2+b3) / 既認定戸数 100円未満切り捨て

a 長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位:円/住宅

番号	建て方	住宅の総戸数	a			
			180の項 認定申請		181の項 変更認定申請	
			登録住宅性能評価機関が作成した 法第6条第1項各号(第3号を除く。)の基準に 適合していることを証明する書類		同左	
			イ 提出あり	ロ 提出なし	イ 提出あり	ロ 提出なし
(1)	一戸建て住宅		8,300	46,000		
(2)	共同住宅等	5 戸以内	13,000	105,000	180の項のイの 認定申請の手数料の 1/2の額	180の項のロの 認定申請の手数料の 1/2の額
(3)		5 戸超 10 戸以内	22,000	166,000		
(4)		10 戸超 25 戸以内	31,000	327,000		
(5)		25 戸超 50 戸以内	55,000	584,000		
(6)		50 戸超 100 戸以内	94,000	1,002,000		
(7)		100 戸超 200 戸以内	153,000	1,853,000		
(8)		200 戸超 300 戸以内	188,000	2,649,000		
(9)		300 戸超	200,000	3,246,000		

【認定申請手数料計算例】	
[条件] 共同住宅(延べ面積900㎡ 9戸) 登録住宅性能評価機関の適合証あり 建築基準関係規定審査の申出なし	
a	22,000
b1	0
b2	0
b3	0
合計	22,000
22,000 / 9戸 = 2,400 円 / 戸	

b 法第6条第2項の申出(建築基準関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円/件

床面積の合計	b1	
	確認	変更確認
30 ㎡以内	7,000	計画の変更に係る 部分の床面積に1/2 を乗じて得た面積 (床面積の増加する 部分にあっては、当 該増加する部分の 床面積)に応じて左 欄の金額を適用
30 ㎡超 100 ㎡以内	12,000	
100 ㎡超 200 ㎡以内	19,000	
200 ㎡超 500 ㎡以内	53,000	
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	101,000	
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	143,000	
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	208,000	
10,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	267,000	
50,000 ㎡超	519,000	

注:山梨県建築基準法施行条例別表第2第1号の表

b2 建築設備確認関係

単位:円/基

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

注:山梨県建築基準法施行条例別表第2第2号の表

b3 構造計算適合性判定関係

単位:円/構造計算

床面積の合計	b3	
	建築基準法第20条第二号イ又は第三号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をする場合	建築基準法第20条第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をする場合
1,000 ㎡以内	181,500	130,050
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	238,200	158,400
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	271,800	173,100
10,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	356,850	216,150
50,000 ㎡超	646,650	358,950

注:山梨県建築基準法施行条例別表第3の表の金額に105/100を乗じ150円を減じた額

譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800 円

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 1,800 円